

介護職員就職支援等事業補助金のご案内

鴻巣市では、令和元年度より介護施設における介護職員不足の解消を図るため、市内の介護施設に新たに入職する資格を有する介護職員に補助金を交付してきました。

また、3か年の支給実績や支給を受けた方の多くが継続して就労している状況から、本事業の継続を決定しました。

令和4年度からは、支給対象を拡大し、市内の介護施設に新たに入職する資格を有する介護職員に加え、就職後に資格を取得した方にも補助金を支給します。

■ 対象者（次の条件をすべて満たす方）

- ① 令和4年4月1日以後に、市内の対象介護施設に下記資格を有する介護職員として新たに就職し、3年以上継続して勤務すること、又は就職時に資格がなく、令和4年4月1日以降に資格を取得した後、3年以上継続して勤務すること（就職から5年以内に資格を取得した場合に限る）
- ② 1週間の勤務時間が1年を平均して32時間以上、又は1か月128時間を超える勤務条件で対象介護施設と雇用契約を締結し、3年以上継続して勤務すること
- ③ 同系列施設からの異動、又は市内の他の介護施設からの転職ではないこと
- ④ 市区町村民税の滞納がないこと
- ⑤ 補助金の返還が生じた場合に速やかに返還する旨の誓約書を提出できること（勤務対象介護施設が連帯保証人として記名押印すること）

■ 対象介護施設

- ① 市内の地域密着型サービスを実施する事業所
- ② 市内の施設サービスを実施する事業所

■ 資格を有する介護職員（次のいずれかの資格がある方）

介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士

■ 助成金額

対象要件により次のいずれかでの交付になります。（1人1回限り）

- ① 資格を取得後、鴻巣市内の対象介護施設へ就職した場合・・・10万円
- ② 鴻巣市内の対象介護施設へ就職後、5年以内に資格を取得した場合・・・10万円
- ③* 資格を取得後、就職に合わせて鴻巣市に転入し、鴻巣市内の対象介護施設へ就職・・・30万円
- ④* 就職に合わせて、鴻巣市に転入して鴻巣市内の対象介護施設へ就職し、

5年以内に資格を取得した場合・・・30万円

*③④の該当となる方

鴻巣市内の対象介護施設に就職するために、就職した日の3か月前から申請書を提出する日までに転入した方

■ 申請期間

- 勤務開始日（就職した日）から60日以内
- **就職時に資格がなかった場合は、資格取得後60日以内**

■ 申請に必要なもの

- 鴻巣市介護職員就職支援等事業補助金交付申請書【様式第1号】
- 申請者が有資格者である旨を証する書類の写し
- 雇用契約証明書又は雇用期間及び勤務条件の分かる介護施設の雇用契約書等
- 誓約書【様式第2号】
- 申請者の住民票の写し（転入者のみ）
- 申請者の市区町村税の完納証明書（市外在住者もしくは転入者のみ）
（市外に住所を有する場合は住所地における、転入の場合は本市転入前の住所地における市区町村税の完納証明書）
- その他市長が必要と認める書類

* 申請書様式等は、鴻巣市のホームページ又は鴻巣市介護保険課窓口で入手してください。

■ 注意事項

- 就職日から3年以上継続勤務できなかった場合には、交付した補助金の全額を返還していただきます。
- 就職に合わせて鴻巣市に転入後、鴻巣市内の対象介護施設へ就職し、転入日から3年以内に市外に転出した場合には、勤務を継続していても、交付した補助金の一部を返還していただきます。

お問い合わせ先 鴻巣市役所 介護保険課 事業者担当
☎048-541-1321
内線2683・2679